

中国地方整備局公示

広島港海岸江波地区海岸において海岸法（昭和31年法律第101号）第12条第4項の規定に基づき除却した工作物について、同条第5項の規定に基づき保管したので、当該工作物の所有者、占有者その他当該工作物について権原を有する者（以下、「所有者等」という。）に対し、当該工作物を返還するため、同条第6項の規定に基づき公示する。

令和2年7月29日

中国地方整備局長 水谷 誠

- 1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

はしご（鉄製、約450cm×約50cm） 一式

- 2 保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時

（1）保管した工作物の放置されていた場所

広島市中区江波沖町2の海岸保全区域内の護岸

(2) 当該工作物を除却した日時

令和2年7月29日10時

3 当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所

(1) 当該工作物の保管を始めた日時

令和2年7月29日11時

(2) 保管の場所

広島市南区宇品海岸3-10-28

国土交通省中国地方整備局

広島港湾・空港整備事務所

4 保管した工作物を返還するため必要と認められる事項

当該工作物の返還を受ける者は、所有者等であることを証明できるものを持参の上、上記保管の場所まで引き取りに来ること。

なお、当該工作物の除却、保管その他の措置に要した費用は、海岸法第12条第10項の規定に基づき当該工作物の返還を受ける者の負担

とする。

5 問い合わせ先

広島県広島市南区宇品海岸 3-10-28

国土交通省中国地方整備局 広島港湾・空

港整備事務所 補償・管理グループ

電話 082-254-7580